

○田川地区清掃施設組合臨時職員に関する規則

平成 22 年 3 月 23 日

規則第 1 号

(趣旨)

第 1 条 この規則は、地方公務員法(昭和 25 年法律第 261 号。以下「法」という。)第 22 条第 5 項の規定に基づく臨時的任用の職員(以下「臨時職員」という。)に関し必要な事項を定めるものとする。

(任用)

第 2 条 臨時職員は、次の各号のいずれかに該当する場合に限り、任用することができる。

(1) 災害その他緊急を要する臨時の業務が発生した場合

(2) 1 年以内に廃止又は終了することが予想される臨時の業務が生じた場合

(3) 田川地区清掃施設組合職員定数条例(昭和 58 年条例第 4 号)に規定する職員(以下「正規職員」という。)を任命するまでの間、その正規職員の職を欠員にしておくことができない場合

(4) 正規職員の長期療養等により、業務の執行に支障がある場合

(5) 前各号に掲げるもののほか、その職務の内容から臨時職員の任用が適当である場合

2 臨時職員の任用は、その職務の遂行上必要な資格要件を有すると認められる者のうちから選考により行う。

(任用期間)

第 3 条 臨時職員の任用期間は、6 月を超えない期間とする。

2 前項の規定にかかわらず、必要があると認めるときは、その任用を 6 月を超えない期間で更新することができる。ただし、再度更新することはできない。

(任用の手続)

第4条 課(課に相当する室を含む。)の長(以下「所属長」という。)は、新たに臨時職員を任用する必要が生じた場合は任用を開始しようとする日の14日前までに、臨時職員の任用を更新する必要が生じた場合は任用を更新しようとする日の20日前までに、臨時職員任用(更新)申請書(様式第1号)を事務局長に提出しなければならない。

2 臨時職員の任用を決定したとき(更新を決定したときを含む。)は、当該臨時職員に辞令(様式第2号)を交付する。

(賃金の種類)

第5条 臨時職員には、次の各号に掲げる種類の賃金を支給する。

(1) 基本賃金

(2) 時間外勤務割増賃金

(3) 夜間勤務割増賃金

(基本賃金)

第6条 基本賃金は、日額(半日額を含む。第5項において同じ。)とする。ただし、組合長が特に認めた職については、勤務1回の額とすることができる。

2 前項に規定する基本賃金の額は、その必要とする知識、経験、技術、職種及び勤務の特殊性等を勘案して、別に定める。

3 基本賃金は、賃金計算期間ごとの実勤務日数に応じて支給する。

4 臨時職員に、遅刻、早退又は外出により勤務しない時間(第10条第1項に規定する有給休暇を承認された時間を除く。)があった場合は、その勤務しない1時間(賃金計算期間ごとの総時間数に30分以上1時間未満の端数があるときは1時間に切り上げ、30分未満の端数があるときは切り捨てる。)につき、勤務1時間当たりの基本賃金を減額する。

5 勤務1時間当たりの基本賃金は、日額又は勤務1回の額をその者の1日当たりの勤務時間で除して得た額とする。この場合において、1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てる。

(割増賃金)

第7条 第5条第2号及び第3号に規定する割増賃金は、正規職員の時間外勤務手当及び夜間勤務手当の例により計算する。

(賃金の支給日等)

第8条 賃金計算期間は、月の1日から末日までとする。

2 賃金の支給は、賃金計算期間に係る分を翌月の21日(日曜日、土曜日又は休日に当たるときは、21日前において21日に最も近い日曜日、土曜日又は休日でない日)とする。ただし、特に必要があるときは、変更することができる。

(勤務時間及び休日)

第9条 臨時職員の勤務時間及び休日は、正規職員の勤務時間及び休日の例による。

(有給休暇)

第10条 臨時職員には、組合長が別に定める日数の有給休暇を与える。

2 前項の規定による有給休暇の請求及び承認の決定は、正規職員の年次有給休暇の請求及び承認の決定の例による。

(服務)

第11条 臨時職員の服務は、正規職員の服務の例による。

(被服等貸与)

第12条 臨時職員のうち田川地区清掃施設組合職員の被服等貸与規則(平成14年規則第1号)別表に掲げる貸与を受ける職員と同様の業務に従事するものについては、正規職員の例により被服等を貸与することができる。

(旅費)

第13条 臨時職員(任用又は更新の際、管内及び管外出張をさせることについてあらかじめ承認した者に限る。)が所属長の命令を得て管内又は管外に出張したときは、予算の範囲内で管内出張旅費又は管外出張旅費を支給することができる。

2 前項の規定により支給する旅費の額及び支給方法は、田川地区清掃施設組合職員旅費支給条例(平成13年条例第8号)による。

(社会保険等の適用)

第14条 臨時職員には、次に掲げる社会保険等を適用することができる。

- (1) 雇用保険法(昭和49年法律第116号)
- (2) 健康保険法(大正11年法律第70号)
- (3) 厚生年金保険法(昭和29年法律第115号)
- (4) 介護保険法(平成9年法律第123号)

(公務災害の補償)

第15条 臨時職員の公務上の災害に対する補償は、労働者災害補償保険法(昭和22年法律第50号)又は田川地区清掃施設組合議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例(昭和58年条例第12号)に定めるところによる。

(退職)

第16条 臨時職員が次の各号のいずれかに該当するときは、退職するものとする。

- (1) 第3条の規定による任用期間が満了したとき。
- (2) 死亡したとき。
- (3) 次項の規定により、退職の願い出が承認されたとき。

2 臨時職員が任用期間満了前に退職しようとするときは、退職する20日前までに、所属長を通じて書面をもって退職を願い出て、組合長の承認を得なければならない。

(解雇)

第17条 臨時職員が次の各号のいずれかに該当するときは、その意に反して解雇することができる。

- (1) 法第28条第1項の規定に該当するとき。

(2) 法第 29 条第 1 項の規定に該当するとき。

(3) 任用期間中に予定の業務が完了又は継続不能となったとき。

2 前項の規定に基づき臨時職員を解雇しようとするときは、労働基準法(昭和 22 年法律第 49 号)第 20 条の規定により解雇の予告をするものとする。この場合において、解雇の予告は、書面をもってするものとする。

3 前項の規定は、労働基準法第 20 条第 1 項ただし書並びに第 1 項第 1 号及び第 2 号に該当して解雇するときは適用しない。

(補則)

第 18 条 この規則に定めるもののほか、臨時職員に関し必要な事項は、組合長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この規則は、平成 22 年 4 月 1 日から施行する。ただし、次項の規定は、公布の日から施行する。

(準備行為)

2 第 4 条第 1 項の規定による手続及びこれに関して必要な手続その他の行為は、この規則の施行前においても行うことができる。

(田川地区清掃施設組合臨時的任用職員に関する規則の廃止)

3 田川地区清掃施設組合臨時的任用職員に関する規則(平成 13 年規則第 11 号)は、廃止する。

(経過措置)

4 この規則の施行の日(以下「施行日」という。)前に廃止前の田川地区清掃施設組合臨時的任用職員に関する規則の規定によって任用された臨時職員が施行日以後に臨時職員として任用される場合の任用期間については、施行日前の任用期間は、この規則の規定によって任用された臨時職員の任用期間とみなし、当該臨時職員の任用期間に通算する。

(田川地区清掃施設組合職員の職の設置に関する規則の一部改正)

- 5 田川地区清掃施設組合職員の職の設置に関する規則(平成4年規則第3号)の一部を次のように改正する。

〔次のよう〕略

様式第1号(第4条関係)

様式第1号(第4条関係)

臨時職員 任用申請書
 更新申請書

課 係	係	係長	課長輔佐	課長	事務局長	起案	平成	月	日
						決裁	平成	月	日
任用(更新)理由									
任用 形態	任用期間	今回(前回) から から			まで		0月	0日	
	勤務時間	平常時分から		時分から		まで		0月	0日
	任用要件(資格等)	特別の勤務 <input type="checkbox"/> 早出 <input type="checkbox"/> 遅出 <input type="checkbox"/> 半日勤務 <input type="checkbox"/> 土曜日勤務							
	職種								
	具体的な職務内容								
	管内・管外出張	管内・管外出張の要否 <input type="checkbox"/> 要 <input type="checkbox"/> 否		※田川地区清掃施設組合臨時職員に関する規則第13条第1項の規定に基づく承認					
予算措置	会計	事業名			事業コード				
	予算科目	款 項 目			予算措置	<input type="checkbox"/> 済 <input type="checkbox"/> 未→		月補正予定	
	今回所要額	賃金	千円		共済費	千円			
予定者	ふりがな				職員番号	年齢	歳	性別	
	氏名								
	賃金	日額			円				
	年次有給休暇	今回新たに付与される日数			日				

※担当記入欄

整理	入力	台帳	社会保険	雇用保険	口座	年休	扶養申告	滞納	

様式第2号(第4条関係)

様式第2号(第4条関係)

辞 令

氏 名	
異 動 内 容	田川地区清掃施設組合臨時職員に任用する
任 用 区 分	<input type="checkbox"/> 新 規 <input type="checkbox"/> 更 新
任 用 期 間	から まで
所 属	課
職 務 内 容	
賃 金	日 額 円
勤 務 時 間 の 他 の 勤 務 条 件	田川地区清掃施設組合臨時職員に関する規則に定めるところによる
田川地区清掃施設組合 組合長	